

平成 26 年度 外部評価（行政評価委員会・市民参加の取組）実施案

1 平成 26 年度外部評価の概要

(1) 評価の位置づけと目的

札幌市行政評価実施要綱に基づく外部評価として、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、札幌市行政評価委員会による評価を実施する。

(2) 評価対象事項

平成 25 年度に実施した予算小事業とその上位目的である施策を対象とする（札幌市行政評価実施要綱第 2 条第 4 号）。

(3) 評価の視点

- ア 必要性：施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な事業等か、また、必要性は薄れていないか。
- イ 有効性：事業等の効果は十分に発揮されているか。また、事業の成果は、施策目的の達成に貢献し、市民生活へ寄与しているか。
- ウ 効率性：施策目的を達成するために効率的な手法により事業等が実施され、必要な場合には市内部の連携は十分に図られているか。
- エ 担い手：事業等の担い手について、事業等の効果の発揮の観点から客観的に妥当なものか。
- オ 事業水準：施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の水準は妥当なものとなっているか。
- カ その他：その他委員が必要と判断した視点。

(4) 評価の方法

施策や事業に関する資料を用いながら、勉強会や所管部局へのヒアリングを行い、上記評価の視点に基づき、評価を行う。さらに、市民生活との密着性から、行政評価委員会として特に市民意見を聴く必要性が高いと判断した事業については、行政評価委員会と連携した形で市民参加の取組（ワークショップ）を行う。

これらの議論を踏まえた上で、委員会としての最終報告書をまとめ、市長に手交する。

2 ワークショップ手法を用いた市民参加の取組

行政評価委員会において、市民に議論を求めるテーマを設定したうえで、無作為抽出の市民（3,000 名を想定）の中から、参加希望のあった市民を対象に市民参加の取組を実施する。

実施方式は、公開の場で直接市民同士が議論を行うワークショップ形式とする。また、ワークショップの場には、行政評価委員も参加し、市民に議論を求める趣旨を説明するとともに、市民の議論をヒアリングする。

3 その他

- (1) 委員会としてより有効な提言を行うため、審議を進める中で、必要に応じて、評価対象に関する専門家を招き、意見聴取の場を設ける。
- (2) 過年度の行政評価委員会における指摘事項への対応状況等について、委員会によるフォローアップを実施する。

4 実施スケジュール（案）

時期	25 年度実績	26 年度実施案
5 月	○第 1 回委員会：5 月 28 日 ・外部評価の対象施策の選定 ・24 年度指摘事項のフォローアップ	○第 1 回委員会：6 月 11 日 ・外部評価の対象候補（施策・事業）の選定 ・25 年度指摘事項のフォローアップ
6 月	○事前勉強会：6 月 18 日 ・事業所管部局による事業概要の説明、質疑応答	○事前勉強会：6 月（必要に応じて実施） ・事業所管部局による事業概要の説明、質疑応答
7 月	○第 2 回委員会：7 月 5 日 ・評価対象事業の選定 ・市民参加ワークショップの対象テーマの決定 ・22、23 年度指摘事項のフォローアップ	○第 2 回委員会：7 月 ・評価対象事業の選定 ・市民参加ワークショップの対象テーマの決定 ・23、24 年度指摘事項のフォローアップ
8 月	○ヒアリング：8 月 27～29 日	○ヒアリング：8 月（3 回程度）
9 月	○ワークショップ事前勉強会：9 月 12 日 ○市民参加ワークショップ：9 月 29 日	○ワークショップ事前勉強会：9 月 ○市民参加ワークショップ：9 月 28 日
10 月	○第 3 回委員会：10 月 22 日 ・市民参加ワークショップの報告 ・仮指摘事項・再質問事項、再ヒアの有無	○第 3 回委員会：10 月 ・市民参加ワークショップの報告 ・仮指摘事項、再質問事項、再ヒアの有無
11 月	○第 4 回委員会：11 月 22 日 ・指摘事項、報告書の構成の検討	○第 4 回委員会：11 月 ・指摘事項、報告書の構成の検討
12 月	○第 5 回委員会：12 月 16 日 ・報告書の検討	○第 5 回委員会：12 月 ・報告書の検討
1 月	○報告書手交式：1 月 24 日	○報告書手交式：1 月
2 月	評価結果の公表：1 月 31 日	評価結果の公表：1 月